

令和6年度鳥取県教育旅行宿泊費助成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人鳥取県観光連盟(以下「連盟」という。)は、鳥取県への教育旅行誘致を促進するため、教育旅行素材を組み込んだ教育旅行商品を造成する旅行会社に対して、この要綱に基づいて予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、鳥取県外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)から教育旅行の実施に関して委託を受けた旅行会社(旅行業法で規定する第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた旅行会社をいう。以下同じ。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たした教育旅行とする。ただし、部活動での合宿、大会参加等は対象外とする。

- (1) クラス単位以上で行うものであること。
- (2) 鳥取県内に1泊以上宿泊し、且つ、1つ以上体験・見学・視察のメニューを実施するものであること。
- (3) 令和6年4月8日(月)から令和7年3月10日(月)の間に実施するものであること。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に該当する場合は、この補助金は交付しない。

鳥取県、一般社団法人山陰インバウンド機構、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー及び連盟からの補助金又は委託料等を受けた旅行の場合。

(補助金額及び補助限度額)

第5条 補助金額は、補助対象事業に参加する児童、生徒及び引率教員の宿泊延べ人数に対して、1,000円を乗じて得た額とする。

2 補助限度額は、1学校につき30万円を上限とする。ただし、予算額の残によっては上限額を減額する場合がある。

(補助金の交付申請期間等)

第6条 補助金の交付を受けようとする旅行会社(以下「補助対象旅行会社」という。)は、補助対象事業実施日から起算して30日前までに、補助金交付申請書(様式第1号)を連盟に提出しなければならない。ただし、令和6年4月8日(月)から令和6年4月30日(火)の出発分に関しては、旅行出発日の7日前までに提出しなければならない。

2 前項の受付期間は令和6年4月1日(月)から令和7年2月8日(土)到着分までとする。

3 前項にかかわらず、補助金申請総額が予算額に達したときは、補助金の交付申請を受け付けない。

(申請内容の審査)

第7条 連盟は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定する。

(補助金の交付決定)

第8条 連盟は、前条の規定により補助金の交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象旅行会社に通知する。

(事業の中止又は事業内容の変更)

第9条 補助対象旅行会社は、補助事業を中止する場合は、申請書に記載された旅行の出発日(複数班で実施する旅行については、初班の出発日)までに、事業内容(出発日、行程及び体験メニュー等)を変更する場合は、申請書に記載された旅行の出発日(複数班で実施する旅行については、初班の出発日)の7日前までに補助金中止・事業内容変更届(様式第3号)を連盟に提出しなければならない。ただし、令和6年4月8日(月)から令和6年4月30日(火)の宿泊分に関しては、出発の前日までとする。

(実績報告及び請求書の提出)

第10条 補助対象旅行会社は、申請書に記載された旅行の帰着日(複数班で実施する旅行については、最終班の帰着日)から起算して20日以内に、補助金実績報告書(様式第4号)及び補助金請求書(様式第5号)を連盟に提出しなければならない。

2 補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1)旅行の最終行程表

(2)宿泊施設へのクーポン、請求書又は領収書の写し等(団体名、利用日、利用内容、構成人数が記載されたものであること。)

(3)第3条3項の内容について、利用したことが確認できる証明書類(団体名、利用日、利用内容、構成人数が記載されたものであること。)

(4)止むを得ない事由により第1号から前号までの書類が提出できない場合は、連盟と旅行会社が協議し、別途取り決めるものとする。

3 第1項の期限内に実績報告がない場合には、補助金を支払わないこともある。

(額の確定及び支払)

第11条 補助対象旅行会社から補助金実績報告書が提出された場合は、連盟は必要な検査を行い、これを適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金請求書により、補助金を支払うものとする。

2 補助金の支払いは、原則として精算払いとする。

(交付の取消)

第12条 補助金の交付決定後又は額の確定後において、申請内容又は報告内容に虚偽が認められるときは、連盟は、当該交付決定を取り消すものとし、既に補助金が支払われているときは、その返還を求めるものとする。また、当該事実が判明した時点から2年間は、連盟が行う補助及び委託事業等

の対象としない。

(関係書類の整備)

第13条 補助対象旅行会社は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証憑書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、連盟が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。